

京都市上下水道局告示第15号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第4号の規定に基づき告示します。

平成29年 6月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市南区上鳥羽清井町36-2

株式会社宮原工業

代表取締役 宮原 純男

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

向日市物集女町出口17-14 から

京都市南区上鳥羽清井町36-2 に変更

(上下水道局下水道部管理課)